

## ■他府県における落札差金取扱いの状況（アンケート調査による）

○落札差金取扱いルールを定めているところは4団体。事業前倒対応（＝減額なし）と減額補正対応（＝減額あり）が同数。  
○ルールなし団体においては、事業前倒対応及び事業部局判断（減額なし）が多数。

### 1. アンケート調査の概要

#### （1）手法

全都道府県の財政課担当者に電子メールにて照会（n=46）

#### （2）有効回答数

25団体が回答（H20.9.1現在）

#### （3）調査内容

- ①落札差金取扱いのルールがあるか
- ②ルールがある場合、その内容
- ③ルールがない場合、現状の対応

### 2. アンケート調査の結果

#### ②について

団体名	ルールの内容
A県	【減額補正方針】全庁調整の下で、効果的な活用又は予算額の減額を行い、歳出予算の削減を図る。
B県	【事業前倒方針】キャップ・シーリング枠を超えない範囲で、事業計画の前倒し等による事業進捗を図る。
C県	【事業前倒方針】 ①国庫補助事業：翌年度以降の当該事業の前倒しに活用可能。 ②県単独事業（維持修繕及び災害関連に係る事業）：それぞれの事業に活用可能。 ③それ以外の事業：当該事業の変更契約に活用可能。また、総務部長協議の上、県民生活に密着した社会資本の整備等、重要かつ緊急を要する事業に活用可能。
D県	【減額補正方針】原則的に不執行

#### ③について（※複数回答あり）

- 【事業前倒し等】 ■■■■ (4) . . . 減額なし  
 【単独のみ減額補正】 ■ (1)  
 【国費返還減額補正】 ■ (1)  
 【財政担当協議】 ■■■■■■■■ (8)  
 【事業部局判断】 ■■■■■■■■ (8) . . . 減額なし  
 【その他】 ■■ (2)  
 【NA】 ■■ (2)

※詳細は別添資料

以 上